



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

注意!!



災害に乗じた悪質商法にご注意ください!

ケース1：見積もりだけのはずが...

壊れた屋根を直そうと見積もりを取るだけのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。



【ポイント!】

- ① 見積もりにあたって料金が発生するかなどをあらかじめ確認する。
- ② その場ですぐに契約しない。
- ③ 複数の事業者から見積もりを取る。
- ④ 周囲に相談し、必要性や契約内容を十分に確認!

ケース2：本当に市役所の人?

市職員を名乗る人から、「台風の被害を受けた家屋の片付けや泥の掃き出しを有料で手伝う」と声をかけられた。



【ポイント!】

国や県、市の職員等が、そのような声かけをしたり、金品を要求することはありません。

ケース3：損害保険でお金はかからない!?

「台風で壊れた家屋を火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼したものの、不審なのでやめたい。



他にも、義援金詐欺などに注意しましょう。義援金は、たしかな団体を通して送りましょう!



【ポイント!】

- ① まずは自身の保険契約内容を確認!
- ② 契約している保険会社や代理店に相談!



消費税率が変更されました

増税に乗じた詐欺にご注意を！



銀行の業界団体を
名乗るAさん

消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることになりました。
あなたは4万円戻るので、通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。



【ポイント！】

電話で通帳とキャッシュカードの番号を聞かれたら詐欺です。
金融機関や行政などが、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。

お買い物するとき、お店では以下のような表示は禁止されています

- 「消費税はいただきません」
- 「消費税10%分還元セール」
- 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

消費税は消費者が負担するものです。

「消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示」は禁止されています。



自宅にある製品、リコールされていませんか？

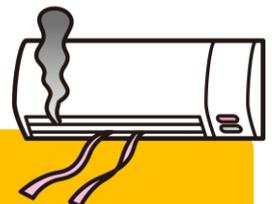
～リコール対象の製品で火災等の重大事故が毎年発生しています～

リコールって？

リコールとは、何らかの欠陥などにより安全上の問題が生じる可能性がある製品や、製品を安全に使用するための予防的措置が必要な製品に対し、事業者が回収、修理などを行うものをいいます。

リコール未対策品による 重大製品事故件数（H30）

- 1、ノートパソコン 10 件
- 2、エアコン 8 件
- 3、電気こんろ 7 件



重大事故を防ぐためにできること

- 消費者庁 リコール情報サイト (<https://www.recall.caa.go.jp/>) を利用しましょう。
- 所有者登録サービスに登録すれば、お持ちの製品がリコールされたらすぐに分かります。

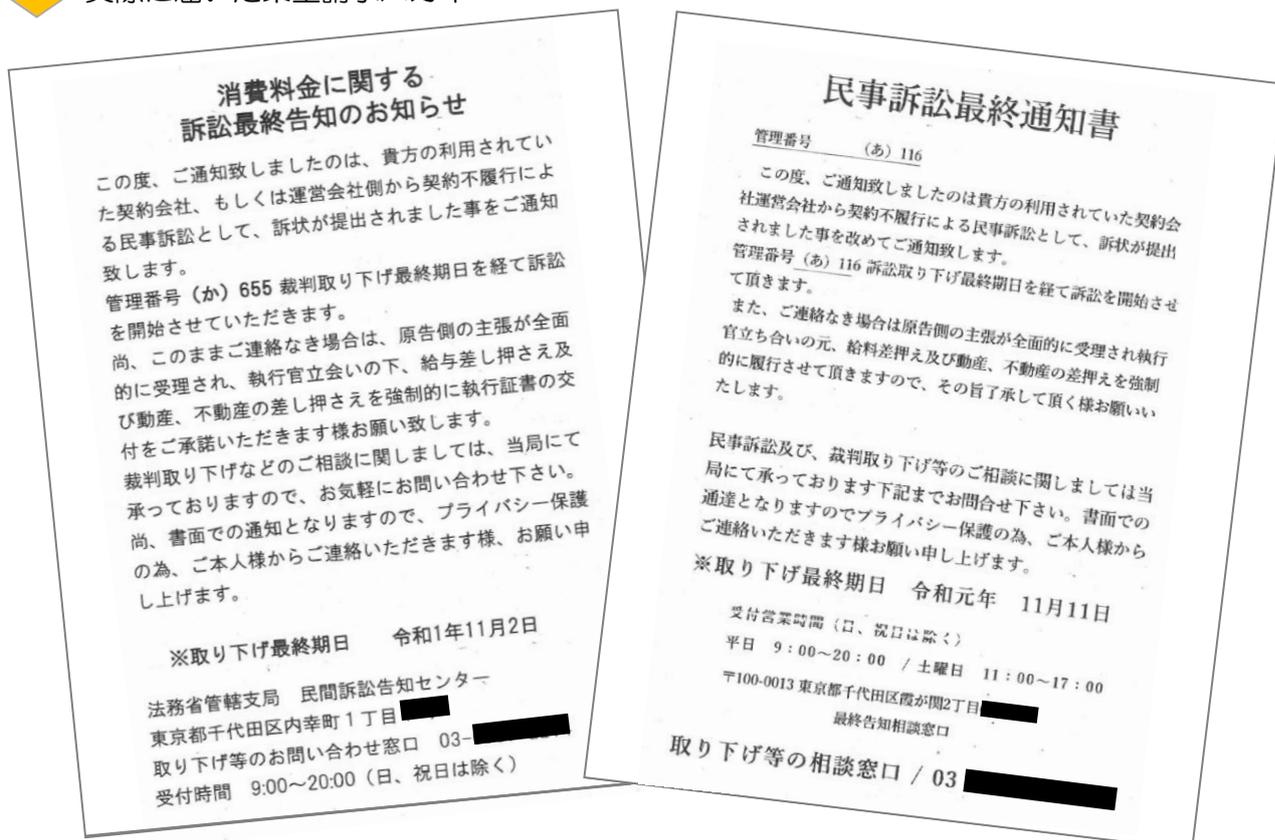


最近の相談事例（架空請求ハガキ）

「料金未納」「訴訟」「差し押さえ」！？
このハガキは いったい何！？

このハガキの目的は、お金を振り込ませることです。

↓ 実際に届いた架空請求ハガキ



【STEP 1】

まず、「訴訟」「差し押さえ」「最終通達」などの言葉で不安をあおり、ハガキに記載の連絡先に連絡をさせます。



【STEP 2】

焦って連絡をすると、名前や連絡先などの個人情報聞き出され、「示談金」「供託金」などの名目で巧みに金銭の支払いを請求されます。



【ポイント！】

不安をあおるようなことが書かれていても、身に覚えがなければ決して連絡せず、一切無視するようにしましょう。

それでも不安なときは、県消費生活センターに相談を！



12月には福島県多重債務者相談強化キャンペーン期間です

相談窓口

福島県では、12月を「多重債務者相談強化キャンペーン」期間と位置づけ、県弁護士会や県司法書士会の協力を得ながら、関係市町村とともに無料法律相談を実施します。併せて、「こころの健康相談」（会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、伊達市）や「生活再建等相談」（県消費生活センター）を行っておりますので、是非ご利用ください。

相談会等の詳細な日程については、県消費生活センターのホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/tajyusaimu.html>）をご覧ください。



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）

※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索



募集中!!

出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士等）など

【申込先】県消費生活センター（消費生活課） FAX 024-521-7982

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。